

第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社テクノマセマティカル

(E05445)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
① 【株式の総数】	8
② 【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【ライツプランの内容】	11
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	11
(5) 【大株主の状況】	11
(6) 【議決権の状況】	12
① 【発行済株式】	12
② 【自己株式等】	12
2 【株価の推移】	12
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【四半期財務諸表】	14
(1) 【四半期貸借対照表】	14
(2) 【四半期損益計算書】	15
【第1四半期累計期間】	15
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	16
【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	17

【表示方法の変更】	17
【注記事項】	18
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月12日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社テクノマセマティカル
【英訳名】	Techno Mathematical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 正文
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 真規子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 真規子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 累計(会計)期間	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高(千円)	80,261	89,467	552,049
経常損失(千円)	△95,526	△160,674	△261,399
四半期(当期)純損失(千円)	△55,291	△159,499	△511,688
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金(千円)	1,982,055	1,988,055	1,988,055
発行済株式総数(株)	24,676	24,826	24,826
純資産額(千円)	4,167,780	3,563,883	3,723,383
総資産額(千円)	4,230,180	3,640,923	3,871,360
1株当たり純資産額(円)	168,900.18	143,554.49	149,979.20
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円)	△2,240.70	△6,424.71	△20,695.62
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
1株当たり配当額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	98.5	97.9	96.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	64,833	△145,492	△86,131
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△1,324	△17,702	△93,253
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	—	12,000
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,581,460	3,187,371	3,350,567
従業員数(人)	41	74	73

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	74
---------	----

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	7,729	129.5
ハードウェアライセンス事業 (千円)	44,661	146.3
合計 (千円)	52,391	143.6

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェアライセンス事業	27,934	85.2	11,076	316.5
ハードウェアライセンス事業	56,652	116.9	146,100	29,220.0
単機能LSI事業	196	—	—	—
合計	84,782	104.3	157,176	3,929.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	18,719	61.8
ハードウェアライセンス事業 (千円)	70,552	141.2
単機能LSI事業 (千円)	196	—
合計 (千円)	89,467	111.5

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	39,839	49.6	31,999	35.1
B社	—	—	29,570	33.1
NECエレクトロニクス株式会社	16,229	20.2	15,191	17.0
シャープ株式会社	8,500	10.6	—	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. B社との間には秘密保持契約が締結されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間（平成21年4月1日～平成21年6月30日）における我が国経済は、年明け直後の急速な景気悪化には歯止めがかかったものの、力強い回復傾向を見せることなく、低迷したまま推移しました。

このような中、当社の主要顧客業界である電子機器関連業界は、急激な環境悪化に対応すべく、開発計画や量産計画の見直しを進めながらも、競争力の源泉である優れたアルゴリズムを用いた映像・画像・音声の圧縮伸張技術を追求し続けております。

具体的には、携帯型端末においてはワンセグ機能に加え、より高画質、大画面の方向に向かっていることから、映像・画像の圧縮伸張コア技術であるビデオコーデックにおける優れたアルゴリズムを市場が求めてきております。また、デジタル情報家電においても、高画質化に加え高音質化が求められており、低消費電力を合わせて実現するオーディオコーデックが期待されてきております。さらに、動画画像の配信分野においても、低ビット・レートでも高画質、高音質、低遅延を実現する圧縮伸張技術が必要不可欠のものとなってきております。

このような中、DMNAアルゴリズムを用いて高画質、高音質、低遅延はもちろん、地球環境にやさしい省エネルギーなグリーン製品群を提供している当社は、国際標準規格に基づく圧縮伸張ソリューションの機能強化ならびに受注活動を行うとともに、独自規格のオリジナル・コーデックやフレームレート変換技術などをさらに市場投入すべく営業努力を重ねてまいりました。

当期間における当社技術の主な採用実績としましては、ビデオカメラ用LSIにH.264HDが量産ライセンスとして、また、ゲーム機向けにハンズフリー（エコーキャンセラー）が試作ライセンスとして、採用されました。

一方、費用・損益面では、2月に稼働を開始した神戸テクノロジーセンターの本格的な立ち上がりにはあとしばらく時間を要する上、売上高の低迷により販管費などのコストを賄うことができず、損失を計上することとなりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は89百万円（前年同期比11.5%増）となり、経常損失160百万円（前年同期は経常損失95百万円）、第1四半期純損失159百万円（前年同期は第1四半期純損失55百万円）となりました。

（ソフトウェアライセンス事業）

営業活動におきましては、単体IPでのライセンス販売から複数IPをモジュール化してのライセンス販売に力をいれました。しかしながら、近年にない顧客各社の慎重な開発計画により、大型案件に乏しく、ランニング・ロイヤルティが売上を下支えしました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は18百万円となりました。

（ハードウェアライセンス事業）

営業活動におきましては、超解像技術、HD技術を中心にライセンス販売活動を展開しました。

ビデオカメラ用LSI向けに採用されたH.264HDとランニング・ロイヤルティが売上に貢献しましたが、車載カメラ向けに期待していた比較的大型案件のスケラLSI用IPは、顧客の計画自体が凍結となったため、残念ながら契約には至りませんでした。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は70百万円となりました。

（単機能LSI事業）

前期末に開発に成功した超解像＋スケラLSIの販売活動に注力しました。

多数の引き合いがありデモ活動を行った結果、複数社と本LSIに関する秘密保持契約の締結を行いましたが、当期間中に評価、ライセンス契約にまで進むことは残念ながらできませんでした。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は0百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金および現金同等物（以下「資金」という。）は、主に税引前四半期純損失を計上したことなどにより、前事業年度末に比して163百万円減少し、当第1四半期会計期間末には、3,187百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において営業活動の結果使用した資金は145百万円（前年同期は64百万円の獲得）となりました。

これは主に、売上債権が85百万円減少したものの、税引前四半期純損失を158百万円計上したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において投資活動の結果使用した資金は17百万円（前年同期比1,236.1%増）となりました。

これは主に、無形固定資産の取得による支出が13百万円発生したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は、104百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

品質を第一とする開発方針を徹底するとともに、開発日程の管理を強化していくことにより、売上案件の受注確度向上及び単機能LSI事業の早期立ち上げを推進します。また当期は“Next 2011”新規3ヶ年計画の2年目に当たります。ビデオ、オーディオのデータ圧縮技術もようやくその重要性が認識されて参りました。当社はその追い風にうまく乗れるよう、当社の圧縮技術が普及する戦略を駆使し、また事業上関連する企業との協業も視野に入れて、売上高の増加を図って参ります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	76,800
計	76,800

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成21年8月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,826	24,826	東京証券取引所 （マザーズ）	（注）1、2
計	24,826	24,826	—	—

（注）1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 当社は単元株制度は採用しておりません。

3. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年9月16日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（個）	1,095
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,095
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡 するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

2. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

4. 行使価額の調整

- ① (イ) 新株予約権の発行決議日以降、②に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整します。

（コンバージョン・プライス方式）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

- (ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

- ②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

- (イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

- (ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。

- ③ ②に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

- (イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

- (ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

- (ハ) ②(ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

- ①新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。
- ②会社が合併により消滅会社となる場合。
- ③会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。
- ④下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。
- ⑤新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。
- ②新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとします。
- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。
- ⑤その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

② 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

2. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

4. 行使価額の調整

- ① (イ) 新株予約権の発行決議日以降、②に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

- (ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

- ②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

- (イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する(会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。)場合。調整後の行使価額は、払込期日以降、また、株主割当日がある場合はその日以降、これを適用します。

- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

(ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日以降または割当日以降これを適用します。

- ③ ②に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

(イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) ②(ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

- ①新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。
- ②会社が合併により消滅会社となる場合。
- ③会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。
- ④下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。
- ⑤新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他これに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。
- ②新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとします。
- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。
- ⑤その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	24,826	—	1,988,055	—	2,117,055

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 24,826	24,826	—
発行済株式総数	24,826	—	—
総株主の議決権	—	24,826	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高（円）	69,200	260,000	349,000
最低（円）	47,000	57,000	201,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人和宏事務所による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,287,716	3,450,912
売掛金	93,792	179,752
仕掛品	8,491	8,886
その他	37,630	24,788
貸倒引当金	△1,514	△3,317
流動資産合計	3,426,116	3,661,021
固定資産		
有形固定資産	※ 107,238	※ 114,464
無形固定資産	26,863	16,413
投資その他の資産	80,704	79,459
固定資産合計	214,807	210,338
資産合計	3,640,923	3,871,360
負債の部		
流動負債		
引当金	21,083	22,911
その他	55,955	125,064
流動負債合計	77,039	147,976
負債合計	77,039	147,976
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,988,055	1,988,055
資本剰余金	2,117,055	2,117,055
利益剰余金	△541,227	△381,727
株主資本合計	3,563,883	3,723,383
純資産合計	3,563,883	3,723,383
負債純資産合計	3,640,923	3,871,360

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	80,261	89,467
売上原価	36,491	54,565
売上総利益	43,770	34,901
販売費及び一般管理費	※ 143,645	※ 196,941
営業損失(△)	△99,874	△162,039
営業外収益		
受取利息	4,554	1,863
その他	105	110
営業外収益合計	4,659	1,973
営業外費用		
為替差損	311	18
その他	—	590
営業外費用合計	311	608
経常損失(△)	△95,526	△160,674
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2,307	1,803
特別利益合計	2,307	1,803
税引前四半期純損失(△)	△93,218	△158,871
法人税、住民税及び事業税	—	628
法人税等調整額	△37,926	—
法人税等合計	△37,926	628
四半期純損失(△)	△55,291	△159,499

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失 (△)	△93,218	△158,871
減価償却費	4,913	10,687
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,307	△1,803
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8,602	△4,002
受取利息及び受取配当金	△4,554	△1,863
売上債権の増減額 (△は増加)	142,416	85,960
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,225	394
未払金の増減額 (△は減少)	—	△67,869
その他	20,646	△5,502
小計	62,518	△142,869
利息及び配当金の受取額	4,691	526
法人税等の支払額	△2,376	△3,149
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,833	△145,492
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,229	△2,000
無形固定資産の取得による支出	—	△13,673
敷金及び保証金の差入による支出	—	△1,741
長期前払費用の取得による支出	△95	△288
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,324	△17,702
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	63,508	△163,195
現金及び現金同等物の期首残高	3,517,951	3,350,567
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,581,460	※ 3,187,371

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	受注制作のソフトウェアに係る収益及び原価の計上基準の変更 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期会計期間より適用し、当第1四半期会計期間に着手したプロジェクトから、当第1四半期会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。 この変更による当第1四半期会計期間の損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期キャッシュ・フロー計算書)	前第1四半期累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「未払金の増減額」は重要性が増加したため、当第1四半期累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未払金の増減額」は2,347千円であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、77,072千円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、68,934千円であります。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 60,057千円	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 104,662千円 賞与引当金繰入額 3,858千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円) 現金及び預金勘定 3,681,644 預入期間が3か月を超える定期預金 △100,184 現金及び預金同等物 3,581,460	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円) 現金及び預金勘定 3,287,716 預入期間が3か月を超える定期預金 △100,345 現金及び預金同等物 3,187,371

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 24千株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第1四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 143,554.49円	1株当たり純資産額 149,979.20円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 △2,240.70円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 △6,424.71円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
四半期純損失(千円)	△55,291	△159,499
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	△55,291	△159,499
期中平均株式数(株)	24,676	24,826
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高木 快雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本宮 伸也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。